

山梨県公報

号外第三十号

令和二年

六月八日

月 曜 日

目次

規 則

○山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第四十四号

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和二年六月八日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

山梨県老人福祉法施行細則の一部を改正する規則

山梨県老人福祉法施行細則(昭和六十二年山梨県規則第三十五号)の一部を次のように改正する。

第一号様式の二中「条例、定款その他の基本約款」や「届出者の登記事項証明書又は条例」並びに「又は認知症対応型老人共同生活援助事業」や「認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業」並びに「及び認知症対応型老人共同生活援助事業」や「認知症対応型老人共同生活援助事業及び複合型サービス福祉事業」並びに「注」次の書類を添付すること。

- (1) 収支予算書
- (2) 事業計画書
- (3) 主な職員の履歴書

を添付。

「
 ()
 ()
 ()
 ()
 ()

第一号様式の五中「施設の長その他主な職員の氏名」を「施設の長の氏名」に

- 1) 土地及び建物に係る権利関係を明らかにすることができる書類
- 2) 市町村が当該市町村の区域外に施設を設置しようとする場合にあつては、その施設を設置しようとする場合にあつては、定款その他の基本約
- 3) 市町村以外の者が施設を設置しようとする場合にあつては、定款その他の基本約
- 4) 建物の配置図、平面図及び立面図
- 5) 収支予算書
- 6) 施設の長その他主な職員の履歴書

施設を設置しようとする区域の市町村の同意書

- 「 (1) 市町村以外の者が施設を設
- (2) 建物の配置図、平面図及び
- (3) 収支予算書

置しようとする場合にあつては、届出者の登記事項証明書

を添付。

第二号様式及び第三号様式を次のように改める。

第2号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

届出者 印

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）設置届

次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したいので、老人福祉法第15条第3項の規定により届け出ます。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名
- 7 事業開始の予定年月日

注 次の書類を添付すること。

- (1) 地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合にあつては、届出者の登記事項証明書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (3) 市町村が施設を設置しようとする場合にあつては当該年度歳入歳出予算書（又は抄本）、地方独立行政法人が施設を設置しようとする場合にあつては当該年度収入支出予算書（又は抄本）
- (4) 施設の長その他主な職員の履歴書

第3号様式（第3条関係）

年 月 日

山梨県知事 殿

住 所

社会福祉法人名

代表者氏名

印

養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）設置認可申請書

次のとおり養護老人ホーム（特別養護老人ホーム）を設置したいので、老人福祉法施行規則第3条第1項の規定により申請します。

- 1 施設の名称、種類及び所在地
- 2 建物の規模及び構造並びに設備の概要
- 3 施設の運営の方針
- 4 入所定員
- 5 職員の定数及び職務の内容
- 6 施設の長その他主な職員の氏名
- 7 事業開始の予定年月日

注 次の書類を添付すること。

- (1) 申請者の登記事項証明書
- (2) 建物の配置図、平面図及び立面図
- (3) 当該年度収入支出予算書（又は抄本）
- (4) 施設の長その他主な職員の履歴書

第五号様式中「 」を「 」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和二年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県老人福祉法施行細則の規定に基づいて提出されている書類は、この規則による改正後の山梨県老人福祉法施行細則の規定に基づいて提出された書類とみなす。

「 」に